

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年10月17日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 井澤 吉幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 加藤 淳一郎

【電話番号】 03-6703-4935

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 iシェアーズ 日経225 ETF

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 5兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所
(所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成28年5月9日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を更新するため、また、約款変更等にもない記載事項の一部に訂正事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

原有価証券届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

第一部【証券情報】

(9)【払込期日】

<訂正前>

受益権の取得申込者は、取得申込みにかかる対象指数構成銘柄および金銭^{*}を、指定参加者の指定する日までに引渡すものとします。当該取得時の各銘柄の株式は、保護預けするものとします。

* 受益権の取得申込者が、対象指数構成銘柄に含まれる株式の発行会社またはその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。以下同じ。また当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、原則として、取得申込者は、対象指数構成銘柄における当該銘柄の時価総額に相当する金額および、当該銘柄を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額^{*}を当該銘柄に代えて金銭にて、指定参加者に支払うものとします。

* 上記の別に定める金額は、本書類作成時現在、当該銘柄の時価総額に0.2%を乗じて得た額とします。ただし、当該料率は今後変更になる可能性があります。

<訂正後>

受益権の取得申込者は、取得申込みに係る対象指数構成銘柄および金銭^{*}を、指定参加者の指定する日までに引渡すものとします。当該取得時の各銘柄の株式は、保護預けするものとします。

* 受益権の取得申込者が、対象指数構成銘柄に含まれる株式の発行会社またはその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。以下同じ。また当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、原則として、取得申込者は、対象指数構成銘柄における当該銘柄の時価総額に相当する金額および、当該銘柄を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額^{*}を当該銘柄に代えて金銭にて、指定参加者に支払うものとします。

また、委託会社は、取得申込みに係る対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行われることとなる株式（以下「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、取得申込みに係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みに応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額^{*}を徴することができるものとします。

* 上記の別に定める金額は、本書類作成時現在、当該銘柄の時価総額に0.2%を乗じて得た額とします。ただし、当該料率は今後変更になる可能性があります。

(12)【その他】

<訂正前>

、（省略）

申込不可日

委託会社は、次の1. から7. の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。
この場合はPCFを提示しません。

1. 計算期間終了日の2営業日前および前営業日

2. ~ 6. （省略）

7. 上記1. から6. のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

（省略）

<訂正後>

、（省略）

申込不可日

委託会社は、次の1. から8. の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。
この場合はPCFを提示しません。

1. 計算期間終了日の2営業日前から計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の3営業日前から当該計算期間の前営業日までの間）

2. ~ 6. （省略）

7. このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間

8. 上記1. から7. のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

（省略）

第二部 【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

iシェアーズ 日経225 ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、主として日経平均株価指数（以下「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。）に採用されている銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。

委託会社は5兆円相当の有価証券および金銭を上限として信託財産を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができるものとします。

（以下省略）

<訂正後>

iシェアーズ 日経225 ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、主として日経平均株価指数（以下「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。）に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指します。

委託会社は5兆円相当の有価証券および金銭を上限として信託財産を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができるものとします。

（以下省略）

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成13年9月4日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

平成13年9月5日 東京証券取引所第1部へ上場

平成25年11月9日 「iシェアーズ日経225」から「iシェアーズ 日経225 ETF」へ名称を変更

平成26年5月10日 計算期間を毎年2月10日から8月9日までおよび8月10日から翌年2月9日までとし、決算頻度を年1回から年2回へ変更

<訂正後>

平成13年9月4日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

平成13年9月5日 東京証券取引所第1部へ上場

平成25年11月9日 「iシェアーズ日経225」から「iシェアーズ 日経225 ETF」へ名称を変更

平成26年5月10日 計算期間を毎年2月10日から8月9日までおよび8月10日から翌年2月9日までとし、決算頻度を年1回から年2回へ変更

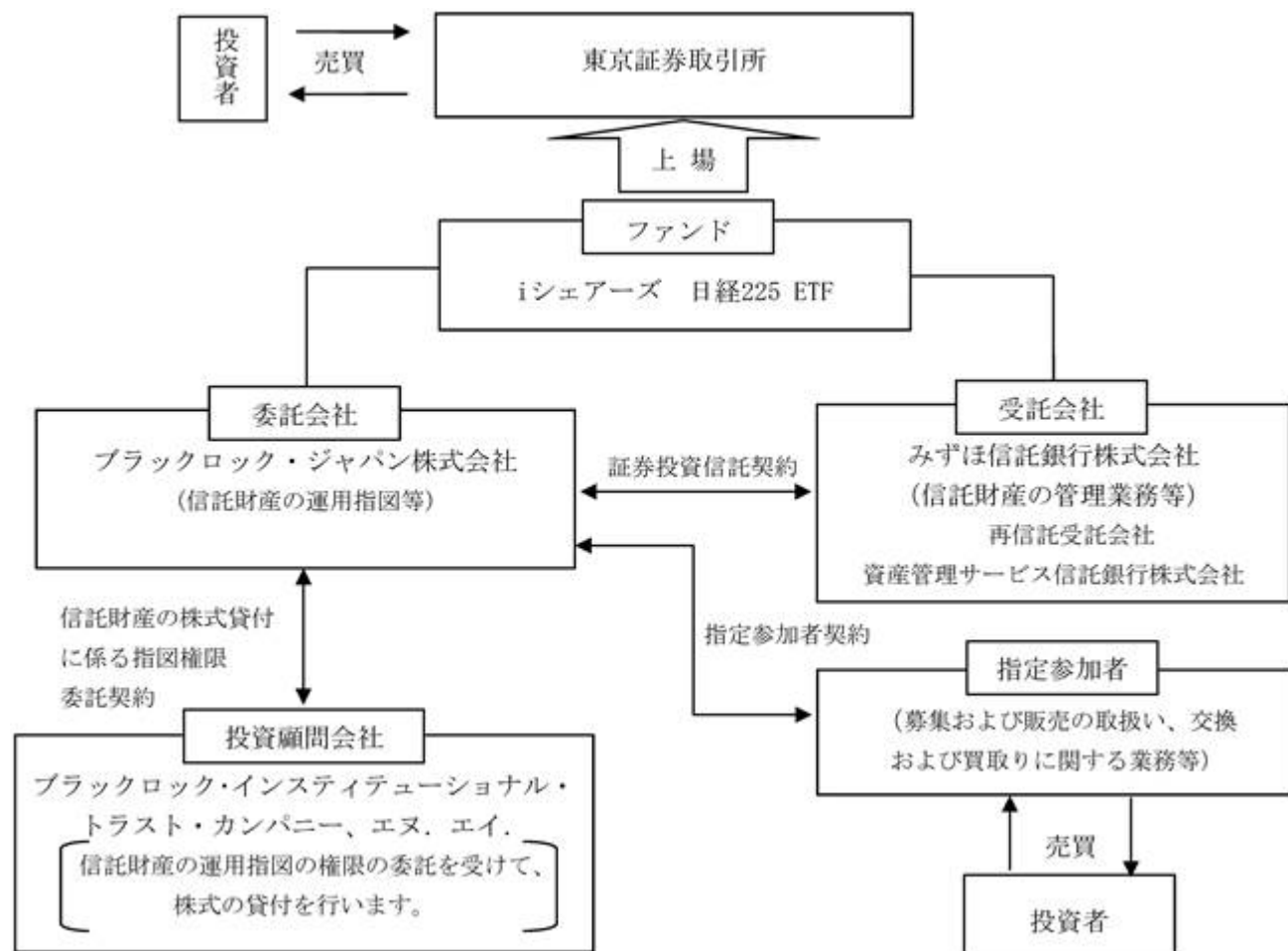
平成28年10月18日 平成18年施行の信託法の適用を受ける投資信託へ変更
「上場費用」および「対象指数の使用料」等費用を信託財産からで支弁できるように変更
その他、運用の基本方針、設定・交換の受付不可日、配当落ち銘柄の取扱い、受益者の名義登録の停止日、および償還に関する信託約款の規定を変更

(3)【ファンドの仕組み】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

ファンドの仕組み



a. 証券投資信託契約

当契約は、当ファンドを成立させるにあたり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めるところにしたがって作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間に締結されます。主要な内容は、運用の基本方針、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、信託の元本および収益の管理および運用指図に関する事項等です。

b. 指定参加者契約

指定参加者の指定、受益権の取得、交換の請求、指定参加者の取次業務および手数料に関する事項等が定められています。

c. 信託財産の株式貸付に係る指図権限委託契約

株式貸付代理人への株式貸付に係る指図権限の委託ならびに当該業務内容等について規定しています。

委託会社の概況

平成28年7月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金の額 2,435百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	10,158株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

ファンドは、主として対象指数に採用されている銘柄の株式に投資することにより、対象指数に高位に連動する投資成果を目指します。

（省略）

次の場合には、個別銘柄の組入比率の調整を行います。

（中略）

・このファンドにおける追加設定、交換が行われた場合

なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、個別銘柄に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。

、（省略）

<訂正後>

ファンドは、主として対象指数に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式に投資することにより、対象指数に高位に連動する投資成果を目指します。

（省略）

次の場合には、個別銘柄の組入比率の調整を行います。

（中略）

・このファンドにおける追加信託、交換が行われた場合

・その他、委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用を達成するために必要と認めた場合

なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、個別銘柄に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。

、（省略）

(2)【投資対象】

<訂正前>

投資の対象となる資産の種類（約款第25条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.（省略）

イ.（省略）

ロ.デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条および第30条に定めるものに限ります。）

ハ.、ニ.（省略）

b.（省略）

有価証券の指図範囲（約款第26条第1項）

委託会社は、信託財産を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(a)～(v)（省略）

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(p)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(p)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第26条第2項）

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(a)～(f)（省略）

<訂正後>

投資の対象となる資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.（省略）

イ.（省略）

ロ.デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ.、ニ.（省略）

b.（省略）

(5)【投資制限】

<訂正前>

株式への投資割合（約款第27条および運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限）

（以下省略）

投資する株式等の範囲（約款第27条の2 および運用の基本方針 2．運用方法 (3)投資制限）

a .、 b .（省略）

株式の貸付の指図および範囲（約款第28条）

（以下省略）

先物取引等の指図および範囲（約款第29条）

（以下省略）

スワップ取引の指図範囲（約款第30条）

（以下省略）

デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第30条の2）

（以下省略）

信用リスク集中回避のための投資制限（約款第30条の3）

（以下省略）

信用取引の指図範囲（約款第31条）

（以下省略）

投資信託証券への投資割合（約款第26条第3項）

（以下省略）

— 同一の法人の発行する株式（投信法第9条）

（以下省略）

<訂正後>

<当ファンドの約款で定める投資制限>

株式への投資割合

（以下省略）

投資する株式等の範囲

a .、 b .（省略）

c . 対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。

株式の貸付の指図および範囲

（以下省略）

先物取引等の指図および範囲

（以下省略）

スワップ取引の指図範囲

（以下省略）

デリバティブ取引等に係る投資制限

（以下省略）

信用リスク集中回避のための投資制限

（以下省略）

信用取引の指図範囲

（以下省略）

投資信託証券への投資割合

（以下省略）

<投信法で定める投資制限>

同一の法人の発行する株式

（以下省略）

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) 投資リスク（省略）

、（省略）

ファンドの運営上のリスク

a.（省略）

b. ファンドの繰上償還

ファンドは、以下に該当することとなった場合は、受託会社と合意の上、信託を終了させることができます。

(a) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

(b) 対象指数が廃止された場合

また、ファンドは投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

c.、d.（省略）

(2)（省略）

<訂正後>

(1) 投資リスク（省略）

、（省略）

ファンドの運営上のリスク

a.（省略）

b. ファンドの繰上償還

ファンドは、以下に該当することとなった場合は、受託会社と合意の上、信託を終了させます。

(a) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

(b) 対象指数が廃止された場合

(c) 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って行う信託約款の変更が書面決議により否決された場合

また、交換により受益権の口数が20万口を下回ることとなった場合、その他投資者のため有利と認められる場合、またはやむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でもファンドを償還させる場合があります。

c.、d.（省略）

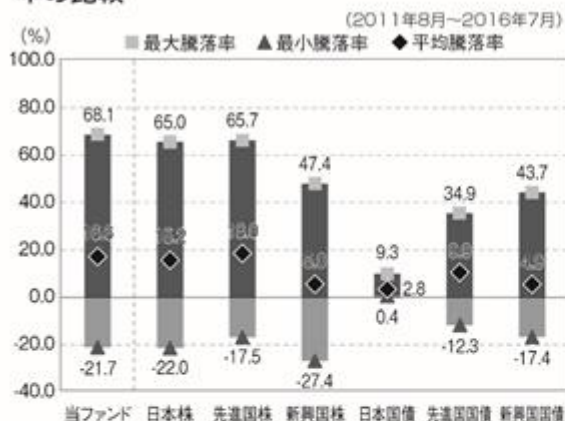
(2)（省略）

(参考情報)

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、2011年8月～2016年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(配当込み)
 先進国株……MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債……NOMURA-BPI国債
 先進国国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国国債……J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記グラフは、2011年8月～2016年7月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の高標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、シティグループ・インデックスLLCが公表する、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを指数化したものです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他の一切の権利は、シティグループ・インデックスLLCに帰属します。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

指定参加者は、当該指定参加者が定める申込手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。

詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

申込手数料は、取得に関する事務手続き等の役務の対価として取得時にお支払いいただくものです。

<訂正後>

指定参加者は、当該指定参加者が定める申込手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。

詳しくは、指定参加者にお問い合わせください。なお、指定参加者については、委託会社までお問い合わせください。

申込手数料は、取得時の商品説明、取得に関する事務手続き等の役務の対価として取得時にお支払いいただくものです。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.1836%（税抜年0.17%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.1026% (<u>税抜0.095%</u>)	ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等
受託会社	年0.081% (<u>税抜0.075%</u>)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間末および信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

<訂正後>

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.1404%（税抜年0.13%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.0594% (<u>税抜0.055%</u>)	ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等
受託会社	年0.081% (<u>税抜0.075%</u>)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間末および信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

、（省略）

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、信託報酬支払い時に信託財産中から支弁されます。

取得申込みの際に、指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式が対象指数構成銘柄に含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者は、委託会社が別に定める金額^{*}を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。

交換の際に交換請求を行った指定参加者もしくは交換請求者が対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合に、指定参加者または交換請求者が受け取る受益権の時価評価額は、委託会社が別に定める金額^{*}を、当該株式を当該指定参加者もしくは交換請求者に代わり売却する際の経費として控除したものとなります。

* 上記の別に定める金額は、本書類作成時現在、当該銘柄の時価総額に0.2%の率を乗じて得た額とします。ただし、当該料率は今後変更になる可能性があります。

、（省略）

<訂正後>

、（省略）

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁されます。

下記の費用は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 上場に係る費用

2. 「対象指数」の商標の使用料

委託会社は、年0.0432%（税抜0.040%）を上限とする、上記の費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。費用および費用に係る消費税等相当額は毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁されます。

取得申込みの際に、指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。）が発行した株式が対象指数構成銘柄に含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者は、委託会社が別に定める金額^{*}を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。

取得申込みの対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれることとなる株式(以下「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者は、委託会社が別に定める金額^{*}を、当該株式を当該指定参加者もしくは投資者に代わり取得する際の経費として支払うものとします。

交換の際に交換請求を行った指定参加者もしくは交換請求者が対象指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合に、指定参加者または交換請求者が受け取る受益権の時価評価額は、委託会社が別に定める金額^{*}を、当該株式を当該指定参加者もしくは交換請求者に代わり売却する際の経費として控除したものとなります。

* 上記、および において別に定める金額は、本書類作成時現在、当該銘柄の時価総額に0.2%の率を乗じて得た額とします。ただし、当該料率は今後変更になる可能性があります。

、 (省略)

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

、 (省略)

税法が改正された場合等には、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更となる場合があります。詳細はお申込みの際にご確認ください。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

<訂正後>

、 (省略)

上記は平成28年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

平成28年7月末現在

資産の種類	金額（円）	投資比率（％）
株式	199,753,859,130	99.70
内 日本	199,753,859,130	99.70
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	605,100,299	0.30
純資産総額	200,358,959,429	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

平成28年7月末現在

	銘柄	国/ 地域	業種	数量	帳簿価額	評価額	投資 比率 (%)
					単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)	
1	ファーストリテイリング	日本	小売業	471,000	31,091.17 14,643,944,715	33,430.00 15,745,530,000	7.86
2	KDDI	日本	情報・通信業	2,826,000	3,060.20 8,648,143,065	3,145.00 8,887,770,000	4.44
3	ファナック	日本	電気機器	471,000	16,362.65 7,706,812,343	17,325.00 8,160,075,000	4.07
4	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	1,413,000	5,283.46 7,465,539,346	5,703.00 8,058,339,000	4.02
5	京セラ	日本	電気機器	942,000	4,752.84 4,477,181,259	4,891.00 4,607,322,000	2.30
6	東京エレクトロン	日本	電気機器	471,000	7,041.97 3,316,770,037	9,029.00 4,252,659,000	2.12
7	ダイキン工業	日本	機械	471,000	7,822.13 3,684,226,712	9,012.00 4,244,652,000	2.12
8	テルモ	日本	精密機器	942,000	4,063.08 3,827,427,819	4,435.00 4,177,770,000	2.09
9	アステラス製薬	日本	医薬品	2,355,000	1,590.07 3,744,634,915	1,721.50 4,054,132,500	2.02
10	セコム	日本	サービス業	471,000	8,066.57 3,799,354,657	7,759.00 3,654,489,000	1.82
11	信越化学工業	日本	化学	471,000	5,780.69 2,722,707,410	7,064.00 3,327,144,000	1.66
12	日東電工	日本	化学	471,000	6,083.26 2,865,216,742	6,911.00 3,255,081,000	1.62
13	TDK	日本	電気機器	471,000	5,867.53 2,763,609,099	6,390.00 3,009,690,000	1.50
14	エーザイ	日本	医薬品	471,000	7,028.28 3,310,321,826	6,044.00 2,846,724,000	1.42
15	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	471,000	5,884.53 2,771,617,176	5,894.00 2,776,074,000	1.39
16	本田技研工業	日本	輸送用機器	942,000	2,884.34 2,717,056,223	2,841.50 2,676,693,000	1.34
17	花王	日本	化学	471,000	5,880.22 2,769,584,622	5,553.00 2,615,463,000	1.31
18	塩野義製薬	日本	医薬品	471,000	5,147.55 2,424,498,701	5,350.00 2,519,850,000	1.26
19	エヌ・ティ・ティ・データ	日本	情報・通信業	471,000	5,602.71 2,638,876,476	5,110.00 2,406,810,000	1.20
20	電通	日本	サービス業	471,000	5,437.11 2,560,878,865	4,950.00 2,331,450,000	1.16
21	武田薬品工業	日本	医薬品	471,000	5,261.88 2,478,347,878	4,588.00 2,160,948,000	1.08
22	キヤノン	日本	電気機器	706,500	3,168.40 2,238,479,401	2,935.00 2,073,577,500	1.03
23	セブン&アイ・ホールディングス	日本	小売業	471,000	4,728.67 2,227,204,473	4,303.00 2,026,713,000	1.01
24	デンソー	日本	輸送用機器	471,000	4,107.30 1,934,541,340	4,046.00 1,905,666,000	0.95
25	日本たばこ産業	日本	食料品	471,000	4,499.27 2,119,159,112	4,025.00 1,895,775,000	0.95

	銘柄	国/ 地域	業種	数量	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)	単価(円) 金額(円)	
26	富士重工業	日本	輸送用機器	471,000	3,768.00 1,774,732,269	4,015.00 1,891,065,000			0.94
27	コナミホールディングス	日本	情報・通信業	471,000	3,105.87 1,462,866,271	3,990.00 1,879,290,000			0.94
28	中外製薬	日本	医薬品	471,000	3,506.98 1,651,791,053	3,865.00 1,820,415,000			0.91
29	トレンドマイクロ	日本	情報・通信業	471,000	4,176.37 1,967,070,694	3,740.00 1,761,540,000			0.88
30	富士フィルムホールディングス	日本	化学	471,000	4,246.36 2,000,036,647	3,729.00 1,756,359,000			0.88

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

b. 種類別および業種別投資比率

平成28年7月末現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	水産・農林業	0.18
	鉱業	0.08
	建設業	2.98
	食料品	5.74
	繊維製品	0.37
	パルプ・紙	0.32
	化学	8.42
	医薬品	8.14
	石油・石炭製品	0.31
	ゴム製品	1.01
	ガラス・土石製品	1.68
	鉄鋼	0.19
	非鉄金属	1.24
	金属製品	0.49
	機械	4.98
	電気機器	16.69
	輸送用機器	6.62
	精密機器	3.40
	その他製品	1.16
	電気・ガス業	0.27
	陸運業	2.70
	海運業	0.15
	空運業	0.07
	倉庫・運輸関連業	0.34
	情報・通信業	11.89
	卸売業	1.89
	小売業	10.33
	銀行業	0.95
	証券、商品先物取引業	0.46
	保険業	1.03
その他金融業	0.40	
不動産業	1.91	
サービス業	3.28	
合計		99.70

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

平成28年7月末現在

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額 (円)	時価評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪 取引所	日経225先物取引	買建	28	461,054,303	465,080,000	0.23

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

（注2）評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成28年7月末現在、同日前1年以内における各月末および直近12計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額		基準価額		市場価格(円)
	分配落(円)	分配付(円)	分配落(円)	分配付(円)	
第6計算期間 (平成19年8月9日)	6,175,995,872	6,218,752,920	17,169	17,288	17,310
第7計算期間 (平成20年8月9日)	4,733,764,811	4,792,037,600	13,160	13,322	13,150
第8計算期間 (平成21年8月9日)	4,779,034,414	4,840,855,959	10,436	10,571	10,460
第9計算期間 (平成22年8月9日)	3,209,511,689	3,264,692,535	9,547	9,711	9,510
第10計算期間 (平成23年8月9日)	4,773,160,012	4,845,031,629	8,934	9,069	9,030
第11計算期間 (平成24年8月9日)	7,711,355,433	7,829,356,158	9,000	9,138	8,990
第12計算期間 (平成25年8月9日)	38,601,379,109	38,767,646,484	13,814	13,874	13,840
第13計算期間 (平成26年8月9日)	104,190,530,356	105,209,860,368	15,069	15,216	15,150
第14計算期間 (平成27年2月9日)	133,554,119,032	134,393,261,122	18,067	18,181	18,040
第15計算期間 (平成27年8月9日)	200,286,835,848	201,498,639,000	21,172	21,300	21,170
第16計算期間 (平成28年2月9日)	266,616,622,935	268,170,470,391	16,472	16,568	16,500
第17計算期間 (平成28年8月9日)	208,769,775,153	211,306,525,889	17,118	17,326	17,120
平成27年7月末現在	200,152,831,436	-	21,158	-	21,130
平成27年8月末現在	189,876,386,731	-	19,308	-	19,300
平成27年9月末現在	186,613,196,199	-	17,891	-	17,830
平成27年10月末現在	233,959,264,283	-	19,633	-	19,630
平成27年11月末現在	243,131,062,043	-	20,315	-	20,320
平成27年12月末現在	245,397,088,230	-	19,605	-	19,600
平成28年1月末現在	302,765,902,042	-	18,045	-	18,080
平成28年2月末現在	243,372,746,734	-	16,421	-	16,440
平成28年3月末現在	292,134,955,374	-	17,298	-	17,290
平成28年4月末現在	273,122,176,194	-	17,199	-	17,180
平成28年5月末現在	249,643,558,454	-	17,790	-	17,780
平成28年6月末現在	201,397,423,124	-	16,100	-	16,110
平成28年7月末現在	200,358,959,429	-	17,125	-	17,110

(注) 市場価格とは、東京証券取引所における当日終値です。ただし、当日の終値が見つからない場合には、直近日の終値を記載しています。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第6計算期間	119
第7計算期間	162
第8計算期間	135
第9計算期間	164
第10計算期間	135
第11計算期間	138
第12計算期間	60
第13計算期間	147
第14計算期間	114
第15計算期間	128
第16計算期間	96
第17計算期間	208

【収益率の推移】

	基準価額の収益率の推移	市場価格の収益率の推移
	収益率（％）	収益率（％）
第6計算期間	10.5	10.4
第7計算期間	22.4	24.0
第8計算期間	19.7	20.5
第9計算期間	6.9	9.1
第10計算期間	5.0	5.0
第11計算期間	2.3	0.4
第12計算期間	54.2	54.0
第13計算期間	10.1	9.5
第14計算期間	20.7	19.1
第15計算期間	17.9	17.4
第16計算期間	21.7	22.1
第17計算期間	5.2	3.8

（注1）各計算期間の基準価額の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額。）から、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

（注2）各計算期間の市場価格の収益率は、計算期間末の市場価格から、当該計算期間の直前の計算期間末の市場価格（以下「前期末市場価格」といいます。）を控除した額を、前期末市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

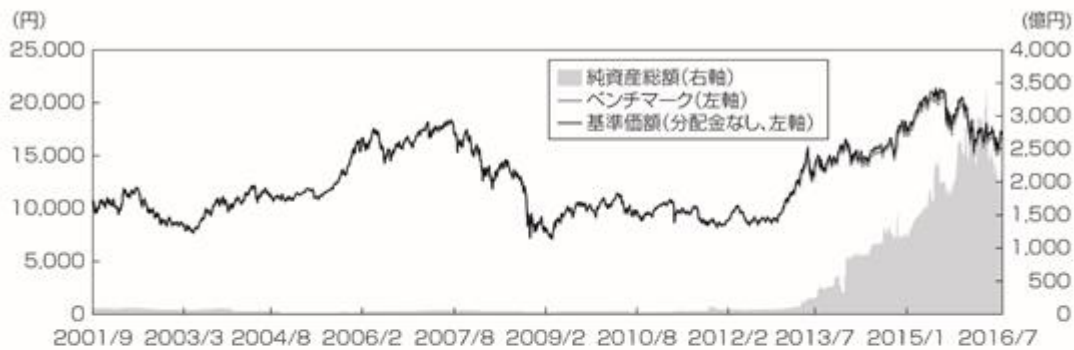
(4) 【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数	解約口数
第 6 計算期間	48,540口	-
第 7 計算期間	-	-
第 8 計算期間	98,240口	-
第 9 計算期間	-	121,770口
第10計算期間	222,780口	24,724口
第11計算期間	543,630口	866,180口
第12計算期間	1,962,320口	24,845口
第13計算期間	6,060,300口	1,940,143口
第14計算期間	4,603,090口	4,125,551口
第15計算期間	5,235,460口	3,167,392口
第16計算期間	11,399,320口	4,673,439口
第17計算期間	11,474,650口	15,464,644口

(参考情報)

運用実績（2016年7月29日現在）

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

分配の推移

設定来累計		1,765円
第12期	2013年 8月	60円
第13期	2014年 8月	147円
第14期	2015年 2月	114円
第15期	2015年 8月	128円
第16期	2016年 2月	96円

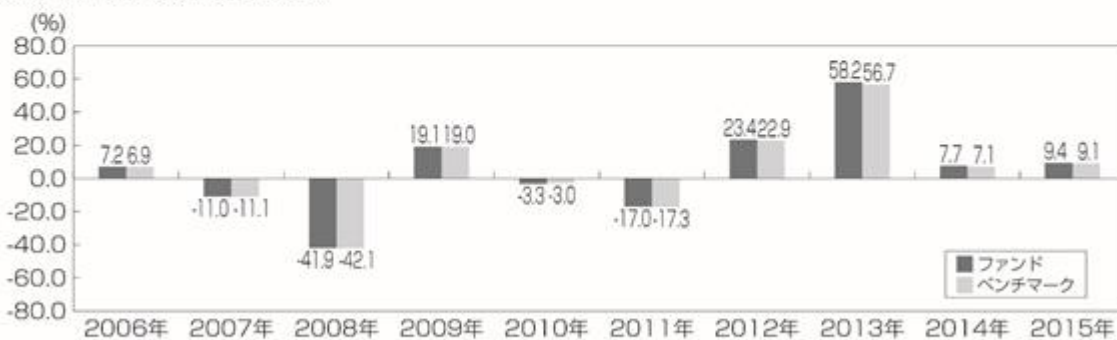
※分配金は税引前、1口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	業種	比率
1	ファーストリテイリング	小売業	7.9
2	KDDI	情報・通信業	4.4
3	ファナック	電気機器	4.1
4	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4.0
5	京セラ	電気機器	2.3
6	東京エレクトロン	電気機器	2.1
7	ダイキン工業	機械	2.1
8	テルモ	精密機器	2.1
9	アステラス製薬	医薬品	2.0
10	セコム	サービス業	1.8

年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、基準価額(分配金なし)をもとに算出しております。
※過去10年間の年間収益率の推移です。

※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保障するものではありません。

※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（省略）

委託会社は、1クリエイション・ユニット相当の口数を取得するために必要な株式として委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭を、PCFとして、取得申込日の前営業日に指定参加者に提示します。

（省略）

委託会社は取得申込日の午後3時までに委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭と交換で1クリエイション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込みを受付けます。

（省略）

の規定にかかわらず、委託会社は、次の1.から7.の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合はPCFを提示しません。

1. 計算期間終了日の2営業日前および前営業日

2. ~ 6.（省略）

7. 上記1.から6.のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

に規定する各銘柄の株式に指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社が発行した株式が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者はこれに代えて当該株式に相当する金銭およびこれを当該信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭として委託会社が別に定める金額^{*}をもって当該一定口数の受益権を取得するものとします。また、に規定する各銘柄の評価額が交付される当該一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当するものとします。

* 上記の別に定めると金額は、本書類作成時現在、当該銘柄の時価総額に0.2%の率を乗じて得た額とします。ただし、当該料率は今後変更になる可能性があります。

（省略）

__ ~ __（省略）

__ 委託会社は、受託会社が__に規定する株式の引渡しを受けたことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて投資者に受益権を交付するものとします。

__、__（省略）

__ 委託会社は、__の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に全部または一部の引渡しができないと判断した場合は、投資者からすでに受付けた取得申込みの取消しを行うことができます。

__ __において、全部または一部の引渡しができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

<訂正後>

（省略）

委託会社は、1 クリエーション・ユニット相当の口数を取得するために必要な株式として委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭を、PCFとして、取得申込日の前営業日に指定参加者に提示します。

（省略）

委託会社は取得申込日の午後3時まで委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭と交換で1 クリエーション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込みを受付けます。

（省略）

の規定にかかわらず、委託会社は、次の1. から8. の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合はPCFを提示しません。

1. 計算期間終了日の2営業日前から計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の3営業日前から当該計算期間の前営業日までの間）
2. ~ 6. （省略）
7. このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
8. 上記1. から7. のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

に規定する各銘柄の株式に指定参加者もしくは投資者が発行した株式またはその親会社が発行した株式が含まれる場合には、指定参加者もしくは投資者はこれに代えて当該株式に相当する金銭およびこれを当該信託財産において取得するために必要な経費に相当する金銭として委託会社が別に定める金額^{*}をもって当該一定口数の受益権を取得するものとします。また、に規定する各銘柄の評価額が交付される当該一定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもって充当するものとします。

（省略）

委託会社は、に規定する各銘柄の株式に、配当落ち銘柄等が含まれる場合は、取得申込みに係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みに応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。）に取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託会社は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が別に定める金額^{*}を徴することができるものとします。

* 上記 および において別に定めると金額は、本書類作成時現在、当該銘柄の時価総額に0.2%の率を乗じて得た額とします。ただし、当該料率は今後変更になる可能性があります。

__ ~ __（省略）

__ 委託会社は、受託会社が__に規定する株式の引渡しを受けたことを確認したうえで、指定参加者または指定参加者を通じて投資者に受益権を交付するものとします。

__、__（省略）

__ 委託会社は、__の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に全部または一部の引渡しができないと判断した場合は、投資者からすでに受付けた取得申込みの取消しを行うことができます。

__ __において、全部または一部の引渡しができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（省略）

受益権と信託財産に属する株式との交換

a. ~ c（省略）

d. 委託会社は、次の1. から7. の期日および期間については、交換請求に応じない場合があります。この場合、PCFは提示しません。

1. 計算期間終了日の2営業日前および前営業日

2. ~ 6.（省略）

7. 1. から6. のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来す恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

e. ~ j.（省略）

k. 指定参加者および交換請求者は、委託会社の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行うものとします。受託会社は、交換のために振替受益権の抹消の申請が振替機関に受けられたことを確認した場合に、委託会社の指図に従い、指定参加者または交換請求者に対する株式の交付のための保管振替機関への振替の請求等を行うものとし、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行います。

l.（省略）

m. l. の通知が交換の請求の際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ指定参加者がその責を負うものとします。

n.（省略）

o. 委託会社は、n.の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受け付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受け付けた交換請求を取り消すことができます。

p. o.において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

q.、r.（省略）

、（省略）

<訂正後>

（省略）

受益権と信託財産に属する株式との交換

a. ~ c.（省略）

d. 委託会社は、次の1.から8.の期日および期間については、交換請求に応じない場合があります。この場合、PCFは提示しません。

1. 計算期間終了日の2営業日前から計算期間終了日の前営業日まで（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の3営業日前から当該計算期間の前営業日まで）

2. ~ 6.（省略）

7. このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間

8. 1.から7.のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来す恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

e. ~ j.（省略）

k. a.の投資者が取得できる個別銘柄の株式に、配当落ち銘柄等が含まれる場合は、委託会社はa.の規定にかかわらず、交換に係る株式のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、e.の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とします。）にa.の投資者が取得できる個別銘柄の株式に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。

l. 指定参加者および交換請求者は、委託会社の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行うものとします。受託会社は、交換のために振替受益権の抹消の申請が振替機関に受けられたことを確認した場合に、委託会社の指図に従い、指定参加者または交換請求者に対する株式の交付のための保管振替機関への振替の請求および金銭の交付を行うものとし、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行います。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行われます。

m.（省略）

n . m . の通知が交換の請求の際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ指定参加者がその責を負うものとします。

o . (省略)

p . 委託会社は、o . の通知を踏まえ、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用、受益権の取得申込み・交換その他この信託の運営に支障を来すおそれがないものと委託会社が認める期間内に振替受益権の全部または一部の抹消の申請が振替機関に受け付けられないと判断した場合は、指定参加者および交換請求者から受け付けた交換請求を取り消すことができます。

q . p . において、振替受益権の抹消の申請ができないことに起因して信託財産その他に損害が生じた場合には、指定参加者がすべての責を負うものとします。

r .、 s . (省略)

、 (省略)

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<訂正前>

信託契約の解約

- a . 委託会社は、この信託契約を終了することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき、または、対象指数が廃止されたときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c . 委託会社は、a . および b . について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d . c . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e . d . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a . の信託契約の解約は行いません。
- f . 委託会社は、信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、すべての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . d . から f . までの規定は、b . の規定に基づいて信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d . の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

___ 信託契約に関する監督官庁の命令
(省略)

___ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「___信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

___ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a . 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受託会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。

b . (省略)

— 信託約款の変更

- a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c . 公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . c . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a . の信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記 a . から e . までの規定に従います。

— 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

— 公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載するものとします。

— 関係法人との契約の更改

受託会社との「証券投資信託契約」にかかる契約の有効期間は、信託約款中に定められた信託の終了する日までとなっています。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

指定参加者との「指定参加者契約」にかかる有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

委託会社と指定参加者との間で締結する「指定参加者契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

投資顧問会社との「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも（ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前の事前通知により）終了させることができます。

—、—（省略）

<訂正後>

信託契約の終了

- a. 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が20万口を下回る事となった場合、その他この信託契約を終了することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合
 2. 対象指数が廃止された場合
 3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が書面決議により否決された場合
- なお、1. に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。
- c. 委託会社は、a. について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. c. の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. c. の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. c. ~ e. までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c. ~ e. までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- g. 信託契約に関する監督官庁の命令
(省略)
- h. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 d. 。」に規定する書面決議が否決された場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

i. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

(a) 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受託会社は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

(b) (省略)

信託約款の変更

a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下の定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b. 委託会社は、a.の事項（a.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. b.の書面決議において、投資者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. b.の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 書面決議の効力は、この信託のすべての投資者に対してその効力を生じます。

f. b.～e.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g. a.～f.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a.～f.の規定に従います。

__ 反対者の買取請求権

信託契約の終了または信託約款の変更を行う場合において、書面決議において当該終了または重大な約款変更等に反対した投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「信託契約の終了 c . 」または「信託約款の変更 b . 」に規定する書面に付記します。

__ 公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

__ 関係法人との契約の更改

受託会社との「証券投資信託契約」にかかる契約の有効期間は、信託約款中に定められた信託の終了する日までとなっています。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

指定参加者との「指定参加者契約」は、指定参加者または委託会社に当該契約に定める事由が発生した場合、事前の催告および通知を必要とせず、当該契約を解除することができます。

「信託財産の有価証券貸付にかかる指図権限委託契約」の契約期間は特に定められておらず、契約の一方当事者から他の当事者への書面による事前通知によりいつでも（ただし、有価証券貸付代理人が契約を終了させようとする場合には、30日前の事前通知により）終了させることができます。

__、__（省略）

4【受益者の権利等】

<訂正前>

投資者（受益者）の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

a .、 b .（省略）

c . b . に規定する名義登録の手続は、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。

d . ~ i .（省略）

~（省略）

<訂正後>

投資者（受益者）の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

a .、 b .（省略）

c . b . に規定する名義登録の手続は、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

d . ~ i .（省略）

~（省略）

第3【ファンドの経理状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成28年2月10日から平成28年8月9日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来、当ファンドが監査証明を受けているPwCあらた監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成28年7月1日をもってPwCあらた有限責任監査法人となりました。

1【財務諸表】

iシェアーズ 日経225 ETF

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第16期 (平成28年2月9日現在)	第17期 (平成28年8月9日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	502,773,107
コール・ローン	1,819,870,807	-
株式	265,713,310,310	208,124,367,950
派生商品評価勘定	-	4,237,229
未収入金	433,171,633	2,574,621,655
未収配当金	420,190,000	319,248,500
前払金	316,266,000	-
差入委託証拠金	106,950,000	21,000,000
流動資産合計	268,809,758,750	211,546,248,441
資産合計	268,809,758,750	211,546,248,441
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	159,938,009	-
前受金	-	4,040,000
未払金	264,521,473	7,940,968
未払収益分配金	1,553,847,456	2,536,750,736
未払受託者報酬	94,446,299	100,143,087
未払委託者報酬	119,631,978	126,847,897
その他未払費用	750,600	750,600
流動負債合計	2,193,135,815	2,776,473,288
負債合計	2,193,135,815	2,776,473,288
純資産の部		
元本等		
元本	168,495,333,510	126,959,495,970
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	98,121,289,425	81,810,279,183
（分配準備積立金）	4,648,178	269,045
元本等合計	266,616,622,935	208,769,775,153
純資産合計	266,616,622,935	208,769,775,153
負債純資産合計	268,809,758,750	211,546,248,441

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第16期 (自 平成27年 8月10日 至 平成28年 2月 9日)	第17期 (自 平成28年 2月10日 至 平成28年 8月 9日)
営業収益		
受取配当金	1,766,036,480	2,760,560,804
受取利息	65,766	826
有価証券売買等損益	57,767,950,357	10,911,421,657
派生商品取引等損益	272,935,324	82,218,680
その他収益	325,956	540,633
営業収益合計	56,274,457,479	13,590,305,240
営業費用		
受託者報酬	94,446,299	100,143,087
委託者報酬	119,631,978	126,847,897
その他費用	1,411,227	1,739,676
営業費用合計	215,489,504	228,730,660
営業利益又は営業損失()	56,489,946,983	13,361,574,580
経常利益又は経常損失()	56,489,946,983	13,361,574,580
当期純利益又は当期純損失()	56,489,946,983	13,361,574,580
期首剰余金又は期首欠損金()	101,807,923,548	98,121,289,425
剰余金増加額又は欠損金減少額	94,368,192,686	71,979,752,894
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	94,368,192,686	71,979,752,894
剰余金減少額又は欠損金増加額	40,011,032,370	99,115,586,980
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	40,011,032,370	99,115,586,980
分配金	1,553,847,456	2,536,750,736
期末剰余金又は期末欠損金()	98,121,289,425	81,810,279,183

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

株式は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価で評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算期間末日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第16期 (平成28年2月9日現在)	第17期 (平成28年8月9日現在)
1 当該計算期間の末日における 受益権総数	16,185,911口	12,195,917口
2 1口当たり純資産額	16,472円	17,118円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第16期 (自 平成27年8月10日 至 平成28年2月9日)	第17期 (自 平成28年2月10日 至 平成28年8月9日)		
分配金の 計算過程	A. 当期配当等収益額	1,766,428,202円	A. 当期配当等収益額	2,761,102,263円
	B. 分配準備積立金	7,556,936円	B. 分配準備積立金	4,648,178円
	C. 配当等収益合計額(A + B)	1,773,985,138円	C. 配当等収益合計額(A + B)	2,765,750,441円
	D. 経費	215,489,504円	D. 経費	228,730,660円
	E. 収益分配可能額(C - D)	1,558,495,634円	E. 収益分配可能額(C - D)	2,537,019,781円
	F. 収益分配金	1,553,847,456円	F. 収益分配金	2,536,750,736円
	G. 次期繰越金 (分配準備積立金)(E - F)	4,648,178円	G. 次期繰越金 (分配準備積立金)(E - F)	269,045円
	H. 口数	16,185,911口	H. 口数	12,195,917口
	I. 一口当たり分配金(F / H × 計算口数)	96円	I. 一口当たり分配金(F / H × 計算口数)	208円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「国内株式投資のリスク」、「有価証券の貸付等におけるリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であり、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第16期 (平成28年2月9日現在)	第17期 (平成28年8月9日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 (1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第16期 (平成28年2月9日現在)	第17期 (平成28年8月9日現在)
期首元本額	98,478,912,300円	168,495,333,510円
期中追加設定元本額	118,666,921,200円	119,451,106,500円
期中一部交換元本額	48,650,499,990円	160,986,944,040円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第16期 (平成28年2月9日現在)	第17期 (平成28年8月9日現在)
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
株式	50,840,255,140	7,637,996,479
合計	50,840,255,140	7,637,996,479

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	第16期(平成28年2月9日現在)			第17期(平成28年8月9日現在)				
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち 1年超 (円)				うち 1年超 (円)		
市場取引	株価指数先物取引	914,734,000	-	754,820,000	159,914,000	414,000,000	-	418,250,000	4,250,000
	買建								
	合計	914,734,000	-	754,820,000	159,914,000	414,000,000	-	418,250,000	4,250,000

(注1) 時価の算定方法

(1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として当計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、当計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位:円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
日本水産	485,000	479.00	232,315,000	
マルハニチロ	48,500	2,578.00	125,033,000	
国際石油開発帝石	194,000	848.70	164,647,800	
コムシスホールディングス	485,000	1,736.00	841,960,000	
大成建設	485,000	798.00	387,030,000	
大林組	485,000	956.00	463,660,000	
清水建設	485,000	928.00	450,080,000	
長谷工コーポレーション	97,000	1,079.00	104,663,000	
鹿島建設	485,000	729.00	353,565,000	
大和ハウス工業	485,000	2,738.50	1,328,172,500	
積水ハウス	485,000	1,684.00	816,740,000	
日揮	485,000	1,606.00	778,910,000	
日清製粉グループ本社	485,000	1,582.00	767,270,000	
明治ホールディングス	97,000	9,750.00	945,750,000	
日本ハム	485,000	2,371.00	1,149,935,000	
ディー・エヌ・エー	145,500	2,552.00	371,316,000	
サッポロホールディングス	97,000	2,576.00	249,872,000	
アサヒグループホールディングス	485,000	3,381.00	1,639,785,000	
キリンホールディングス	485,000	1,650.00	800,250,000	
宝ホールディングス	485,000	862.00	418,070,000	
双日	48,500	240.00	11,640,000	
キッコーマン	485,000	3,380.00	1,639,300,000	
味の素	485,000	2,387.00	1,157,695,000	
ニチレイ	485,000	945.00	458,325,000	
日本たばこ産業	485,000	3,996.00	1,938,060,000	
J.フロント リテイリング	242,500	1,230.00	298,275,000	
三越伊勢丹ホールディングス	485,000	975.00	472,875,000	
東洋紡	485,000	167.00	80,995,000	
ユニチカ	485,000	58.00	28,130,000	
日清紡ホールディングス	485,000	979.00	474,815,000	
東急不動産ホールディングス	485,000	582.00	282,270,000	
セブン&アイ・ホールディングス	485,000	4,440.00	2,153,400,000	
帝人	485,000	365.00	177,025,000	
東レ	485,000	958.50	464,872,500	
クラレ	485,000	1,398.00	678,030,000	
旭化成	485,000	822.90	399,106,500	
SUMCO	48,500	853.00	41,370,500	
王子ホールディングス	485,000	410.00	198,850,000	
日本製紙	48,500	1,827.00	88,609,500	
北越紀州製紙	485,000	746.00	361,810,000	
昭和電工	48,500	1,062.00	51,507,000	
住友化学	485,000	418.00	202,730,000	
日産化学工業	485,000	3,085.00	1,496,225,000	
日本曹達	485,000	502.00	243,470,000	
東ソー	485,000	584.00	283,240,000	
トクヤマ	485,000	336.00	162,960,000	
デンカ	485,000	420.00	203,700,000	
信越化学工業	485,000	7,191.00	3,487,635,000	
協和発酵キリン	485,000	1,652.00	801,220,000	
三井化学	485,000	446.00	216,310,000	
三菱ケミカルホールディングス	242,500	584.70	141,789,750	
宇部興産	485,000	175.00	84,875,000	
日本化薬	485,000	1,097.00	532,045,000	
電通	485,000	4,995.00	2,422,575,000	
花王	485,000	5,320.00	2,580,200,000	
武田薬品工業	485,000	4,765.00	2,311,025,000	
アステラス製薬	2,425,000	1,694.00	4,107,950,000	
大日本住友製薬	485,000	1,811.00	878,335,000	
塩野義製薬	485,000	5,153.00	2,499,205,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
中外製薬	485,000	3,595.00	1,743,575,000	
エーザイ	485,000	6,164.00	2,989,540,000	
テルモ	970,000	4,350.00	4,219,500,000	
第一三共	485,000	2,390.00	1,159,150,000	
ヤフー	194,000	437.00	84,778,000	
トレンドマイクロ	485,000	3,760.00	1,823,600,000	
富士フイルムホールディングス	485,000	3,799.00	1,842,515,000	
コニカミノルタ	485,000	898.00	435,530,000	
資生堂	485,000	2,779.50	1,348,057,500	
昭和シェル石油	485,000	869.00	421,465,000	
JXホールディングス	485,000	373.20	181,002,000	
横浜ゴム	242,500	1,473.00	357,202,500	
ブリヂストン	485,000	3,616.00	1,753,760,000	
旭硝子	485,000	628.00	304,580,000	
日本板硝子	485,000	82.00	39,770,000	
日本電気硝子	730,000	471.00	343,830,000	
住友大阪セメント	485,000	484.00	234,740,000	
太平洋セメント	485,000	280.00	135,800,000	
東海カーボン	485,000	247.00	119,795,000	
TOTO	242,500	3,810.00	923,925,000	
日本碍子	485,000	2,340.00	1,134,900,000	
新日鐵住金	48,500	2,034.50	98,673,250	
神戸製鋼所	485,000	91.00	44,135,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	48,500	1,469.50	71,270,750	
日新製鋼	48,500	1,239.00	60,091,500	
大太平洋金属	485,000	285.00	138,225,000	
日本製鋼所	485,000	511.00	247,835,000	
日本軽金属ホールディングス	485,000	222.00	107,670,000	
三井金属鉱業	485,000	198.00	96,030,000	
東邦亜鉛	485,000	328.00	159,080,000	
三菱マテリアル	485,000	270.00	130,950,000	
住友金属鉱山	485,000	1,366.00	662,510,000	
DOWAホールディングス	485,000	626.00	303,610,000	
古河機械金属	485,000	168.00	81,480,000	
古河電気工業	485,000	270.00	130,950,000	
住友電気工業	485,000	1,406.00	681,910,000	
フジクラ	485,000	581.00	281,785,000	
東洋製罐グループホールディングス	485,000	1,953.00	947,205,000	
オークマ	485,000	754.00	365,690,000	
アマダホールディングス	485,000	1,071.00	519,435,000	
小松製作所	485,000	2,171.00	1,052,935,000	
住友重機械工業	485,000	487.00	236,195,000	
日立建機	485,000	1,790.00	868,150,000	
クボタ	485,000	1,494.50	724,832,500	
荏原製作所	485,000	556.00	269,660,000	
千代田化工建設	485,000	738.00	357,930,000	
ダイキン工業	485,000	8,791.00	4,263,635,000	
日本精工	485,000	985.00	477,725,000	
NTN	485,000	357.00	173,145,000	
ジェイテクト	485,000	1,523.00	738,655,000	
ミネベア	485,000	895.00	434,075,000	
日立製作所	485,000	491.20	238,232,000	
東芝	485,000	266.80	129,398,000	
三菱電機	485,000	1,287.50	624,437,500	
富士電機	485,000	457.00	221,645,000	
安川電機	485,000	1,463.00	709,555,000	
明電舎	485,000	324.00	157,140,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	485,000	399.00	193,515,000	
日本電気	485,000	250.00	121,250,000	
富士通	485,000	448.40	217,474,000	
沖電気工業	485,000	138.00	66,930,000	
パナソニック	485,000	1,008.00	488,880,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ソニー	485,000	3,374.00	1,636,390,000	
TDK	485,000	6,810.00	3,302,850,000	
ミツミ電機	485,000	557.00	270,145,000	
アルプス電気	485,000	2,380.00	1,154,300,000	
パイオニア	485,000	227.00	110,095,000	
横河電機	485,000	1,367.00	662,995,000	
アドバンテスト	970,000	1,407.00	1,364,790,000	
デンソー	485,000	4,097.00	1,987,045,000	
カシオ計算機	485,000	1,380.00	669,300,000	
ファナック	485,000	17,420.00	8,448,700,000	
京セラ	970,000	5,089.00	4,936,330,000	
太陽誘電	485,000	968.00	469,480,000	
日東電工	485,000	6,977.00	3,383,845,000	
三井造船	485,000	140.00	67,900,000	
日立造船	97,000	518.00	50,246,000	
三菱重工業	485,000	439.00	212,915,000	
川崎重工業	485,000	300.00	145,500,000	
IHI	485,000	289.00	140,165,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	485,000	483.00	234,255,000	
日産自動車	485,000	1,012.50	491,062,500	
いすゞ自動車	242,500	1,248.50	302,761,250	
トヨタ自動車	485,000	6,011.00	2,915,335,000	
日野自動車	485,000	1,067.00	517,495,000	
三菱自動車工業	48,500	487.00	23,619,500	
マツダ	97,000	1,598.00	155,006,000	
本田技研工業	970,000	2,992.00	2,902,240,000	
スズキ	485,000	3,374.00	1,636,390,000	
富士重工業	485,000	3,858.00	1,871,130,000	
ヤマハ発動機	485,000	1,910.00	926,350,000	
ニコン	485,000	1,554.00	753,690,000	
オリンパス	485,000	3,405.00	1,651,425,000	
SCREENホールディングス	485,000	1,125.00	545,625,000	
キヤノン	727,500	2,923.50	2,126,846,250	
リコー	485,000	916.00	444,260,000	
シチズンホールディングス	485,000	548.00	265,780,000	
凸版印刷	485,000	896.00	434,560,000	
大日本印刷	485,000	1,102.00	534,470,000	
ヤマハ	485,000	3,315.00	1,607,775,000	
伊藤忠商事	485,000	1,213.00	588,305,000	
丸紅	485,000	500.10	242,548,500	
豊田通商	485,000	2,282.00	1,106,770,000	
三井物産	485,000	1,303.00	631,955,000	
東京エレクトロン	485,000	8,642.00	4,191,370,000	
住友商事	485,000	1,062.50	515,312,500	
三菱商事	485,000	2,053.00	995,705,000	
高島屋	485,000	779.00	377,815,000	
丸井グループ	485,000	1,286.00	623,710,000	
クレディセゾン	485,000	1,732.00	840,020,000	
イオン	485,000	1,458.50	707,372,500	
ユニーグループ・ホールディングス	485,000	1,021.00	495,185,000	
新生銀行	485,000	153.00	74,205,000	
あおぞら銀行	485,000	348.00	168,780,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	485,000	536.00	259,960,000	
りそなホールディングス	48,500	436.00	21,146,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	485,000	355.00	172,175,000	
三井住友フィナンシャルグループ	48,500	3,409.00	165,336,500	
千葉銀行	485,000	556.00	269,660,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	485,000	403.00	195,455,000	
静岡銀行	485,000	777.00	376,845,000	
みずほフィナンシャルグループ	485,000	167.70	81,334,500	
大和証券グループ本社	485,000	592.70	287,459,500	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
野村ホールディングス	487,000	475.40	231,519,800	
松井証券	485,000	918.00	445,230,000	
損保ジャパン日本興亜ホールディングス	121,500	3,356.00	407,754,000	
M S & A D インシュアランスグループホールディングス	145,500	3,025.00	440,137,500	
ソニーフィナンシャルホールディングス	97,000	1,449.00	140,553,000	
第一生命保険	48,500	1,462.00	70,907,000	
東京海上ホールディングス	242,500	3,897.00	945,022,500	
T & Dホールディングス	97,000	1,113.50	108,009,500	
三井不動産	485,000	2,290.00	1,110,650,000	
三菱地所	485,000	2,000.50	970,242,500	
東京建物	242,500	1,274.00	308,945,000	
住友不動産	485,000	2,877.00	1,395,345,000	
東武鉄道	485,000	519.00	251,715,000	
東京急行電鉄	485,000	781.00	378,785,000	
小田急電鉄	485,000	1,128.00	547,080,000	
京王電鉄	485,000	891.00	432,135,000	
京成電鉄	485,000	1,267.00	614,495,000	
東日本旅客鉄道	48,500	8,821.00	427,818,500	
西日本旅客鉄道	48,500	5,942.00	288,187,000	
東海旅客鉄道	48,500	17,785.00	862,572,500	
日本通運	485,000	520.00	252,200,000	
ヤマトホールディングス	485,000	2,448.50	1,187,522,500	
日本郵船	485,000	187.00	90,695,000	
商船三井	485,000	226.00	109,610,000	
川崎汽船	485,000	263.00	127,555,000	
A N Aホールディングス	485,000	277.80	134,733,000	
三菱倉庫	485,000	1,618.00	784,730,000	
スカパーJ S A Tホールディングス	48,500	457.00	22,164,500	
日本電信電話	97,000	4,854.00	470,838,000	
K D D I	2,910,000	3,244.00	9,440,040,000	
N T T ドコモ	48,500	2,661.00	129,058,500	
東京電力ホールディングス	48,500	352.00	17,072,000	
中部電力	48,500	1,353.00	65,620,500	
関西電力	48,500	868.60	42,127,100	
東京瓦斯	485,000	434.80	210,878,000	
大阪瓦斯	485,000	404.40	196,134,000	
東宝	48,500	2,985.00	144,772,500	
エヌ・ティ・ティ・データ	485,000	5,230.00	2,536,550,000	
東京ドーム	242,500	921.00	223,342,500	
セコム	485,000	7,688.00	3,728,680,000	
コナミホールディングス	485,000	3,895.00	1,889,075,000	
ファーストリテイリング	485,000	37,500.00	18,187,500,000	
ソフトバンクグループ	1,455,000	6,201.00	9,022,455,000	
合計	101,054,500		208,124,367,950	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2【ファンドの現況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきまして
は、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

iシェア - ズ 日経225 ETF (平成28年7月末現在)

【純資産額計算書】

資産総額	201,407,153,229円
負債総額	1,048,193,800円
純資産総額(-)	200,358,959,429円
発行済数量	11,699,917口
1口当たり純資産額(/)	17,125円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成28年7月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	64本	534,598百万円
	単位型株式投資信託	0本	0百万円
私募投資信託		67本	3,603,446百万円
合計		131本	4,138,043百万円

3【委託会社等の経理状況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

4．会社法第319条第1項に基づく平成26年11月18日付け臨時株主総会書面決議により、定款を一部変更し、決算期を3月31日から12月31日に変更いたしました。

したがって、前事業年度は平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月となっております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第28期 (平成26年12月31日現在)	第29期 (平成27年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	10,971	14,514
立替金	18	6
前払費用	121	146
未収入金	2 208	207
未収委託者報酬	1,102	1,077
未収運用受託報酬	2,606	2,742
未収収益	2 852	1,467
繰延税金資産	948	882
関係会社短期貸付金	2 -	130
その他流動資産	3	4
流動資産計	16,833	21,179
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1 1,391	1,223
器具備品	1 346	292
有形固定資産計	1,738	1,515
無形固定資産		
ソフトウェア	1	0
のれん	685	154
クライアント・リレーションシップ資産	230	-
無形固定資産計	916	155
投資その他の資産		
長期差入保証金	980	967
前払年金費用	315	409
長期前払費用	27	17
繰延税金資産	-	9
投資その他の資産計	1,323	1,404
固定資産計	3,978	3,075
資産合計	20,811	24,255

	第28期 (平成26年12月31日現在)	第29期 (平成27年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	159	80
未払金	2	
未払収益分配金	2	3
未払償還金	75	75
未払手数料	386	346
その他未払金	88	947
未払費用	2	1,091
未払消費税等	204	238
未払法人税等	1,001	561
賞与引当金	1,761	1,875
資産除去債務	42	-
役員賞与引当金	98	150
早期退職慰労引当金	36	7
流動負債計	5,104	5,377
固定負債		
退職給付引当金	51	53
資産除去債務	250	254
繰延税金負債	17	-
固定負債計	320	308
負債合計	5,425	5,685
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,435	2,435
資本剰余金		
資本準備金	2,316	2,316
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,162	6,162
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,452	9,634
利益剰余金合計	6,788	9,971
株主資本合計	15,386	18,569
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	-
評価・換算差額等合計	-	-
純資産合計	15,386	18,569
負債・純資産合計	20,811	24,255

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	第28期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	第29期 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,449	4,339
運用受託報酬	1 5,762	10,063
その他営業収益	1 6,135	9,911
営業収益計	15,347	24,315
営業費用		
支払手数料	1,167	1,478
広告宣伝費	356	262
調査費		
調査費	256	398
委託調査費	1 2,678	4,371
調査費計	2,934	4,770
委託計算費	76	124
営業雑経費		
通信費	56	61
印刷費	58	74
諸会費	22	27
営業雑経費計	136	163
営業費用計	4,672	6,799
一般管理費		
給料		
役員報酬	262	548
給料・手当	2,665	3,631
賞与	1,355	2,231
給料計	4,282	6,411
退職給付費用	185	227
福利厚生費	531	731
事務委託費	1 1,007	1,954
交際費	37	54
寄付金	5	5
旅費交通費	163	208
租税公課	92	107
不動産賃借料	583	735
水道光熱費	75	75
固定資産減価償却費	186	214
のれん償却額	516	530
クライアント・リレーションシップ資産償却費	230	230
資産除去債務利息費用	2	3
諸経費	286	376
一般管理費計	8,187	11,869
営業利益	2,486	5,645

	第28期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	第29期 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業外収益		
受取利息	0	6
有価証券売却益	142	-
為替差益	13	-
雑益	6	28
営業外収益計	163	34
営業外費用		
支払利息	49	-
為替差損	-	32
固定資産除却損	38	34
営業外費用計	88	66
経常利益	2,561	5,613
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	104	26
特別損失計	104	26
税引前当期純利益	2,457	5,586
法人税、住民税及び事業税	1,507	2,366
法人税等調整額	372	37
当期純利益	1,322	3,182

(3)【株主資本等変動計算書】

第28期（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
平成26年4月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	5,129	5,465	14,063	40	40	14,103
事業年度中の変動額											
当期純利益						1,322	1,322	1,322			1,322
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									40	40	40
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1,322	1,322	1,322	40	40	1,282
平成26年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,452	6,788	15,386	-	-	15,386

第29期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
平成27年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,452	6,788	15,386	-	-	15,386
事業年度中の変動額											
当期純利益						3,182	3,182	3,182			3,182
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	3,182	3,182	3,182	-	-	3,182
平成27年12月31日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	9,634	9,971	18,569	-	-	18,569

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

其他有価証券

時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

- (3) 賞与引当金の計上方法
従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
 - (4) 役員賞与引当金の計上方法
役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
 - (5) 早期退職慰労引当金の計上方法
早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の処理方法
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
 - (2) 決算日の変更について
会社法第319条に基づく平成26年11月18日付け臨時株主総会書面決議により、定款を一部変更し、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。
従って、前事業年度は平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月となっております。
 - (3) 連結納税制度の適用
当事業年度より、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
建物附属設備	892 百万円	1,039 百万円
器具備品	702 百万円	649 百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
未収入金	201 百万円	200 百万円
未収収益	510 百万円	379 百万円
短期貸付金	- 百万円	130 百万円
未払金	- 百万円	930 百万円
未払費用	316 百万円	201 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

（損益計算書関係）

1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)		(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
その他営業収益	3,611	百万円	4,286	百万円
委託調査費	353	百万円	467	百万円
事務委託費	1,210	百万円	613	百万円
運用受託報酬	0	百万円	1	百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（平成26年12月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	10,971	10,971	-
(2) 未収委託者報酬	1,102	1,102	-
(3) 未収運用受託報酬	2,606	2,606	-
(4) 未収収益	852	852	-
(5) 長期差入保証金	980	971	9
資産計	16,514	16,504	9
(1) 未払手数料	386	386	-
(2) 未払費用	1,246	1,246	-
負債計	1,633	1,633	-

当事業年度（平成27年12月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	14,514	14,514	-
(2) 未収委託者報酬	1,077	1,077	-
(3) 未収運用受託報酬	2,742	2,742	-
(4) 未収収益	1,467	1,467	-
(5) 長期差入保証金	967	959	7
資産計	20,769	20,761	7
(1) 未払手数料	346	346	-
(2) 未払費用	1,091	1,091	-
負債計	1,437	1,437	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	10,971	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,102	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,606	-	-	-
(4) 未収収益	852	-	-	-
(5) 長期差入保証金	26	904	40	10
合計	15,559	904	40	10

当事業年度（平成27年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	14,514	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,077	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,742	-	-	-
(4) 未収収益	1,467	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	907	48	11
合計	19,801	907	48	11

(有価証券関係)

前事業年度（平成26年12月31日）

前事業年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他	942	142	-

当事業年度（平成27年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,580
勤務費用	164
利息費用	11
数理計算上の差異の発生額	52
退職給付の支払額	221
退職給付債務の期末残高	1,587

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
年金資産の期首残高	2,050
期待運用収益	13
数理計算上の差異の発生額	176
事業主からの拠出額	185
退職給付の支払額	221
年金資産の期末残高	2,205

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,536
年金資産	2,205
	669
非積立型制度の退職給付債務	51
未積立退職給付債務	618
未認識数理計算上の差異	323
未認識過去勤務費用	31
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	263
退職給付引当金	51
前払年金費用	315
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	263

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
勤務費用	164
利息費用	11
期待運用収益	13
数理計算上の差異の費用処理額	20
過去勤務費用の処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	138
特別退職金	104
合計	242

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券68%、株式29%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年12月31日)
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	1.1%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、46百万円でありました。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,587
勤務費用	223
利息費用	10
数理計算上の差異の発生額	10
退職給付の支払額	171
退職給付債務の期末残高	1,661

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
年金資産の期首残高	2,205
期待運用収益	24
数理計算上の差異の発生額	9
事業主からの拠出額	256
退職給付の支払額	171
年金資産の期末残高	2,304

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成27年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,607
年金資産	2,304
	697
非積立型制度の退職給付債務	53
未積立退職給付債務	643
未認識数理計算上の差異	261
未認識過去勤務費用	26
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	355
退職給付引当金	53
前払年金費用	409
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	355

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
勤務費用	223
利息費用	10
期待運用収益	24
数理計算上の差異の費用処理額	4
過去勤務費用の処理額	41
確定給付制度に係る退職給付費用合計	164
特別退職金	26
合計	191

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (平成27年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券70%、株式27%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	1.2%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、64百万円 でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	231	155
賞与引当金	616	619
資産除去債務	104	82
資産調整勘定	73	46
未払事業税	74	105
早期退職慰労引当金	12	2
退職給付引当金	18	17
有形固定資産	0	0
その他	23	15
繰延税金資産合計	1,156	1,046
繰延税金負債		
無形固定資産	81	-
退職給付引当金	112	132
資産除去債務に対応する除去費用	31	21
繰延税金負債合計	225	153
繰延税金資産の純額	931	892

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	948	882
固定資産 - 繰延税金資産	-	9
固定負債 - 繰延税金負債	17	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率	35.6%	35.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4	3.0
損金不算入ののれん償却額	7.5	3.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	1.2
その他	0.4	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.0%	43.0%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当事業年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
期首残高	306	293
時の経過による調整額	2	3
資産除去債務の履行による減少額	-	42
見積りの変更による増減額	15	-
期末残高	293	254

4. 当該資産除去債務の見積りの変更

前事業年度において、一部の資産について資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を下回る見込みであることが明らかになったことから、見積もりの変更により資産除去債務を15百万円減少させております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	3,449	5,762	6,135	15,347

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
8,479	5,353	1,514	15,347

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	3,611	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	1,690	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	4,339	10,063	9,911	24,315

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
13,272	8,558	2,483	24,315

（注） 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,287	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	2,857	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
-
- 前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロ ック・ファイナ ンシャル・マネジ メント・インク	米国 ニュー ヨーク州	13,067 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	0	未収収益	510
							受入 手数料	3,611		
							委託 調査費	353	未払費用	316
							事務 委託費	1,210		

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロ ック・ファイナ ンシャル・マネジ メント・インク	米国 ニュー ヨーク州	13,482 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	1	未収収益	379
							受入 手数料	4,286		
							委託 調査費	467	未払費用	201
							事務 委託費	613		
親会社	ブラックロ ック・ジャパ ン・ホールディ ングス合同会 社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	0	未収入金	200
									未収収益	0
									短期 貸付金	130
									その他 未払金	930

- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ルックス・フィンコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	2百万米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	ローン借入	資金の返済	2,737	長期借入金	-
							支払利息	49	未払利息	-
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	1,690	未収収益	183

当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	2,857	未収入金	3
							委託調査費	3	未収収益	736
							事務委託費	0	未払費用	1
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国デラウェア州	1,723米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	543	未収収益	49
							委託調査費	1,449	未払費用	142
							事務委託費	74		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (6) 長期借入金の期末残高は劣後特約付借入金に係るものであります。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)
 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク(非上場)
 ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社(非上場)

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当事業年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	1,514,717 円 33 銭	1,828,038 円 62 銭
1株当たり当期純利益金額	130,237 円 41 銭	313,321 円 29 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当事業年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
当期純利益 (百万円)	1,322	3,182
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	1,322	3,182
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,158	10,158

独立監査人の監査報告書は、当事業年度(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)を対象としております。

【中間財務諸表】

1．中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成28年1月1日 至平成28年6月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

中間会計期間末
(平成28年6月30日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金	2	15,696
立替金		1
前払費用		149
未収入金		2
未収委託者報酬		1,040
未収運用受託報酬		2,056
未収収益		963
繰延税金資産		485
その他流動資産		7
流動資産計		20,404
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	1,158
器具備品	1	466
有形固定資産計		1,625
無形固定資産		
ソフトウェア		3
のれん		126
無形固定資産計		130
投資その他の資産		
長期差入保証金		970
前払年金費用		454
長期前払費用		13
投資その他の資産計		1,438
固定資産計		3,194
資産合計		23,599

(単位：百万円)

中間会計期間末
(平成28年6月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	121
未払金	
未払収益分配金	3
未払償還金	75
未払手数料	322
その他未払金	363
未払費用	1,086
未払消費税等	84
未払法人税等	185
賞与引当金	927
役員賞与引当金	75
早期退職慰労引当金	29
流動負債計	3,275
固定負債	
退職給付引当金	58
資産除去債務	256
繰延税金負債	5
固定負債計	320
負債合計	3,595
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,435
資本剰余金	
資本準備金	2,316
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,162
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	11,069
利益剰余金合計	11,405
株主資本合計	20,003
純資産合計	20,003
負債・純資産合計	23,599

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,885
運用受託報酬	4,671
その他営業収益	5,143
営業収益計	11,700
営業費用	
支払手数料	601
広告宣伝費	77
調査費	
調査費	194
委託調査費	2,097
調査費計	2,292
委託計算費	54
営業雑経費	
通信費	28
印刷費	36
諸会費	11
営業雑経費計	76
営業費用計	3,101
一般管理費	
給料	
役員報酬	362
給料・手当	1,886
賞与	1,251
給料計	3,500
退職給付費用	129
福利厚生費	394
事務委託費	1,104
交際費	22
寄付金	0
旅費交通費	113
租税公課	65
不動産賃借料	365
水道光熱費	31
固定資産減価償却費	1 105
のれん償却額	1 28
資産除去債務利息費用	1
諸経費	222
一般管理費計	6,086
営業利益	2,512

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
営業外収益	
受取利息	2
還付加算金等	0
雑益	0
営業外収益計	2
営業外費用	
為替差損	99
雑損	0
営業外費用計	99
経常利益	2,415
特別損失	
特別退職金	81
特別損失計	81
税引前中間純利益	2,333
法人税、住民税及び事業税	486
法人税等調整額	412
中間純利益	1,434

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成28年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	9,634	9,971	18,569	18,569
中間事業年度中の変動額									
中間純利益						1,434	1,434	1,434	1,434
株主資本以外の項目の中間 事業年度中の変動額（純額）									
中間事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1,434	1,434	1,434	1,434
平成28年6月30日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	11,069	11,405	20,003	20,003

(重要な会計方針)

項 目	中間会計期間 自 平成28年1月 1日 至 平成28年6月30日
1. 固定資産の減価償却方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。</p>

項 目	中間会計期間 自 平成28年1月 1日 至 平成28年6月30日
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金の計上方法</p> <p>旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。</p> <p>確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。</p> <p>確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 早期退職慰労引当金の計上方法 早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間末 平成28年6月30日	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	1,114百万円
器具備品	679百万円
2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額	1,000百万円
借入実行残高	-
差引額	1,000百万円

(中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 平成28年1月 1日 至 平成28年6月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	105百万円
無形固定資産	28百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 自 平成28年1月 1日 至 平成28年6月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	10,158			10,158
合計	10,158			10,158
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。				

(金融商品関係)

中間会計期間 自 平成28年1月 1日 至 平成28年6月30日
--

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

中間会計期間
自 平成28年1月 1日
至 平成28年6月30日

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
現金・預金	15,696	15,696	-
未収委託者報酬	1,040	1,040	-
未収運用受託報酬	2,056	2,056	-
未収収益	963	963	-
長期差入保証金	970	970	-
資産計	20,727	20,727	-
未払手数料	322	322	-
未払費用	1,086	1,086	-
負債計	1,409	1,409	-

（注）

金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

但し、上記レートがマイナスとなる場合は、割引率はゼロを使用しております。

未払手数料、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

中間会計期間	
自	平成28年1月 1日
至	平成28年6月30日
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1.	当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2.	当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3.	当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減
	期首残高 254 百万円
	時の経過による調整額 1 百万円
	中間会計期間末残高 <u>256</u> 百万円

(セグメント情報等)

中間会計期間 自 平成28年1月 1日 至 平成28年6月30日				
1. セグメント情報 当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
2. 関連情報 製品及びサービスに関する情報 (単位：百万円)				
	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	1,885	4,671	5,143	11,700
地域に関する情報 (1) 売上高 (単位：百万円)				
日本	北米	その他	合計	
6,060	4,226	1,413	11,700	
(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。				
(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。				
主要な顧客に関する情報 営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。 (単位：百万円)				
相手先	営業収益	関連する セグメント名		
ブラックロック・ファイナンシャル・ マネジメント・インク	2,349	投資運用業		
ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ	1,352	投資運用業		

(デリバティブ取引関係)

中間会計期間 自 平成28年1月 1日 至 平成28年6月30日
当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	中間会計期間
	自 平成28年1月 1日
	至 平成28年6月30日
1株当たり純資産額	1,969,229円09銭
1株当たり中間純利益	141,190円46銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の中間純利益	1,434百万円
1株当たり中間純利益の算定に 用いられた普通株式に係る中間純利益	1,434百万円
期中平均株式数	10,158株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 委託会社等の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成28年3月末現在)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
<再信託受託会社の概要> 資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000百万円	
<再信託の目的> 原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。		

(2) 指定参加者

名 称	資本金の額（百万円） (平成28年3月末現在)	事業の内容
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
みずほ証券株式会社	125,167	
J Pモルガン証券株式会社	73,272	
シティグループ証券株式会社	96,307	
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	30,765*	
ドイツ証券株式会社	72,728	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100	
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	62,149	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
U B S証券株式会社	46,450	
B N Pパリバ証券株式会社	102,025	
野村証券株式会社	10,000	
三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,500	
大和証券株式会社	100,000	
S M B C日興証券株式会社	10,000	
東海東京証券株式会社	6,000	

* ソシエテ・ジェネラル証券株式会社の資本金は、平成28年5月1日現在です。

(3) 投資顧問会社

- ・ 名称 : ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.
(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)
- ・ 資本金の額 : 1,500,000米ドル（円貨換算額^{*} 約169百万円、平成28年3月末現在）
* 米ドルの円換算は、平成28年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 112.68円）によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

独立監査人の監査報告書

平成28年9月7日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 村 和 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiシェアーズ 日経225 ETFの平成28年2月10日から平成28年8月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iシェアーズ 日経225 ETFの平成28年8月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成28年2月26日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 星 知 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 島 紀 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年8月31日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星	知	子
--------------------	-------	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	島	紀	子
--------------------	-------	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。